

150万点の資料をあなたの街へ

図書館向け

デジタル化資料送信サービス

「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の図書館※で利用できるサービスです。このサービスは、著作権法第31条第3項の規定を適用して行っています。

※ 公共図書館、大学図書館など、著作権法第31条第1項の適用を受ける図書館等が対象です。

国立国会図書館に承認申請を行い、承認を受けた参加館の館内でのみ利用できます。

i 150万点のデジタル化資料の閲覧・複写を利用者に提供できます。

ii 図書館間貸出しサービスの対象とならない資料（和雑誌、発行年代の古い和図書など）も利用できます。

iii 資料の郵送にかかる時間や返却期限などの制約がなく、即時にいつでも利用できます。

利用できる主な資料

国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>) に収録されている資料のうち、インターネット公開されておらず、絶版等の理由で入手困難な資料が利用できます。



図書

昭和43年までに受け入れたもの、震災・災害関係資料の一部

雑誌

明治期以降に刊行されたもの（刊行後5年以上経過したもので、商業出版されていないもの）

博士論文

平成3～12年度に送付を受けたもの（商業出版されていないもの）

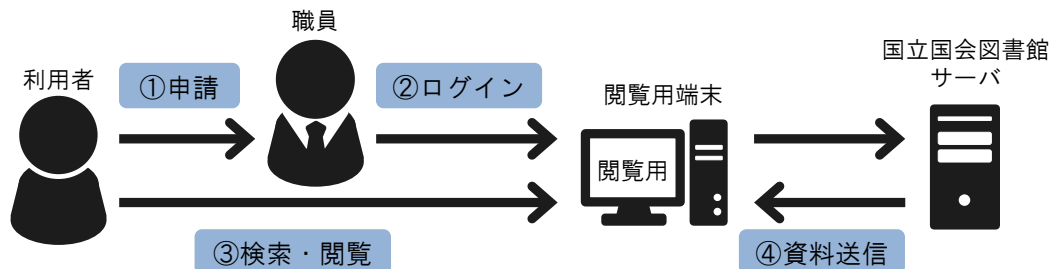
資料の利用方法

閲覧用端末（利用者が使う端末）と管理用端末（職員が使う端末）の2種類の端末が必要です。

システムに関する要件については、ホームページをご覧ください。

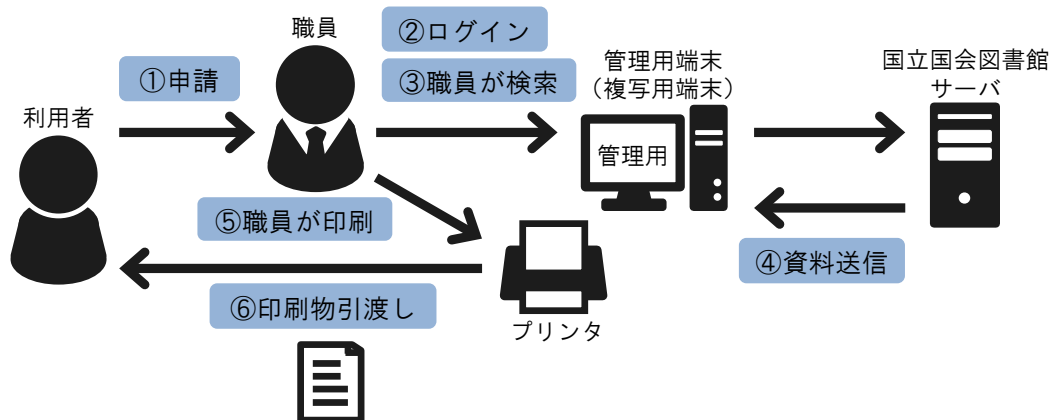
閲覧

- ▶ 利用者からの申請を受けて、図書館職員が閲覧用端末にログインします。
- ▶ ログイン後、利用者がデジタル化資料を閲覧します。



複写

- ▶ 利用者からの申請を受けて、図書館職員が管理用端末（複写用端末）にログインします。
 - ▶ 図書館の職員が印刷します。利用者自身が印刷の操作を行うことはできません。
- ※著作権法第31条第3項に基づき、調査研究目的で、著作物の一部分（雑誌に掲載された論文や記事はその全部）の複製物を一人につき一部提供する場合に限ります。



承認申請手続

利用者に提供するサービスに応じて「閲覧のみ」「閲覧・複写」の2つの区分があります。

閲覧のみ デジタル化資料の閲覧のみが可能です。

閲覧・複写 デジタル化資料の閲覧、複写（印刷）が可能です。

詳しくは、国立国会図書館ホームページをご覧ください。

国立国会図書館トップ > 図書館員の方へ > 図書館向けデジタル化資料送信サービス

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/index.html

デジタル化資料送信サービス お問い合わせ窓口

国立国会図書館 文献提供課 複写貸出係

電話：0774-98-1330（直通）

メールアドレス：digi-soshin@ndl.go.jp